

「森林国営保険法等の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、これまで、国が実施してきた「森林国営保険」は、

- ◆ 「森林保険」に名称を変え
- ◆ 「国立研究開発法人 森林総合研究所」（以下「森林総研」）に

業務移管されました。

移管時点で有効な保険契約は、森林総研に自動的に引き継がれ、引継がれた後も、ご契約の補償内容に変更はありません。

また、森林総研への引継に際し、保険加入者の皆様方に行っていただくお手続き等はありません。

森林保険は、業務移管後も法律に基づいて国がしっかりと関与していくこととしておりますので、引き続き、ご利用いただきますようお願いいたします。

保険契約の申込等は、これまでどおり「青森県森林組合連合会」又はお近くの「森林組合」からお申し込みができます。